

# 北海道景観審議会

第 43 回会議 議事録

と き 平成 29 年 10 月 11 日 (水)

9 時 30 分～11 時 30 分

ところ 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

かでの 2・7 1050 会議室



出席委員 (H29. 10. 11)

石川 実

大西 希

小篠 隆生

菅野 直行

岸本 太樹

工藤 美智子

中井 和子

星 功

松田 裕子

宮田 博行

笠 康三郎

渡部 純子

計 12 名

北海道景観審議会  
第43回会議 議事概要

日時：平成29年10月11日（水）9：30～11：30

場所：かでの2・7 1050会議室

| 議 事                 | 議 事 概 要  |
|---------------------|--|
| 北海道景観形成ビジョンの見直しについて | 道から、北海道景観形成ビジョンの見直しについて説明し、その後、質疑応答、北海道の景観特性、北海道景観の課題と方向性等についての意見交換を行った。 |

## 1 開会

○菊池主幹 ただいまから「第 43 回北海道景観審議会」を開催いたします。

本日は、委員総数 15 名中 12 名が出席されておりますので、北海道景観条例第 35 条第 2 項の規定による会議開催要件を満たしていることを御報告いたします。

それでは、会議の開催に当たり、北海道建設部まちづくり局、星野都市計画課長からご挨拶申し上げます。

○星野都市計画課長 おはようございます。都市計画課長の星野でございます。本日は、大変お忙しい中、ご出席をたまわりまして、誠にありがとうございます。本日の審議会は議題を「北海道景観形成ビジョンの見直し」としまして皆様にご審議をいただきたいと思います。前回の審議会では北海道景観の現状、課題などについてご議論いただいているところでございます。その中で「景観とは何か」「北海道の景観の特性あるいは構造とはどういったものか」というご意見をいただいております。こうした論点を基にいたしまして、本日の課題と方向性をご説明しまして、ご議論をいただき、それを基にしまして、基本方針の部分についてもご議論いただければと思っております。このビジョンは、ご承知のとおりこれからの北海道景観行政の道しるべとなります重要なビジョンでありますので、委員の皆様におかれましては、ご指導、多くのご意見をたまわりますようお願い申し上げます。最後になりますけど、委員の皆様におかれましては、北海道における良好な景観形成の推進を図るために、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○菊池主幹 次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。本日の次第、出席予定者名簿、「北海道景観形成ビジョン見直しについて」裏面が目次となっている資料となっております。「前回の審議会で出された主な意見について」、資料 1 「1 はじめに～景観とは」で始まる資料となっております。資料 2 「(3) 北海道の景観の課題と方向性」で始まる資料、資料 3 「4 基本方針 (案)」で始まる資料、参考資料「広域景観づくりのめやす「10 景域」について」、参考資料 2 「景観形成ビジョン見直しのスケジュール (案)」となっております。不足しているものがございましたらお申し出ください。

それでは、これからの議事進行は、小篠会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小篠会長 皆様おはようございます。課長の方からのご挨拶にあったと思うのですが、「景観形成ビジョンの見直し」ということで、前回の議論を踏まえて方向性に関わる資料を事務局の方で作っていただいております。これについてじっくり議論をしたいと思っております

ので、活発なご意見を頂きたいと思います。

## 2 議事

### 北海道景観形成ビジョン見直しについて

○小篠会長 それでは早速、議事に入っていきたいと思います。事務局の方からご説明をいただいたうえで議論に入っていきたいと思います。説明が長くなりますが、よろしくお願ひします。

○寺谷主査 景観を担当しております寺谷と申します。資料についてご説明していききたいと思います。

まず、「前回の審議会で出された主な意見について」をご覧ください。こちらは前回の審議会が出された意見を大きく4つに整理できるのではないかとということで、①景観とは何かを整理すべきではないか、②北海道の景観の課題と方向性を整理する必要があるのではないか、③地域らしさの発揮や人材育成が重要ではないか、④景域ごとの景観構造を分析してみてもどうか、ということで4つの項目に整理してそれを基に、それぞれの資料1、2、3、及び参考資料として作成しています。

資料1、1はじめに景観とは から始まる資料です。大きく景観とは風景の外観が人々の暮らしと相まって、その表情として映し出される光景であるものではないかとしたうえで、北海道の景観の特徴として、広大な土地、身近な大自然という優位性を活かすことが重要ではないか。各地域において身近な取組が景観づくりをしているという意識を高めるのが重要ではないか。北海道の素晴らしい景観は、農業生産者やそれを消費している人達がつくっていることを理解することが重要ではないか。などのご意見から道民みんなの意識、関心の高まりが、北海道の景観を素晴らしいものとするのではないか。ということでまとめさせていただいております。

次の頁に入りまして、2北海道の景観特性です。北海道の景観構造として、大きく分けて、北の大きな島、身近に大自然が広がっていること、街と街の間には距離があり、自然が街を囲んでいること、地域の成り立ちが様々な表情をつくり上げていること、などが大きな構造と言えるのではないかとと言えます。

ここで、参考資料の方をご覧くださいと思います。「広域景観づくりのめやす「10景域」について」という資料を載せております。北海道を10の景域に分けております。それぞれの景域ごとに景観の特性、景観づくりの課題を分析している資料となっています。こちらの資料も北海道の景観特性を景域ごとに表しているもので、景観ビジョン改定に参考になる資料として添付しております。

資料1に戻りまして(2)景観特性の把握方法です。それぞれの地域において景観に対する意識の向上と関心の高まりを持っていただくためには、住民、事業者など共通の認識を持

っていただく必要があることから、①の地名や②のカントリーサインは地域の景観に対する関心を高めるきっかけとなるのではないかと思います、例として掲載しております。

続きまして（３）地形と自然ですが、①独立性の高い北の大きな島、②身近にある、限りなく純度の高い自然、③地域をつなぐ母なる流れ、④豊かな表情の海岸線、⑤雄大な自然のシンボルなどの地形の特徴があると言えます。（４）自然の中での土地利用で①北海道は森と田園の国、②大地のシンボルと田園に囲まれたまち、③幾何学模様の農地、④広々した丘陵・牧草地帯、⑤広々とした水田地帯、こういったことも北海道の特徴ではないかと思えます。（５）新しくて古い、息づく歴史を①から④まで北海道の市街地についてを記載しております。（６）暮らしと営みについて、①から⑥まで北海道の風景、産業、住まいなどの特徴について記載しております。

10 頁目です。3 北海道の景観の現状と課題ということで、（１）これまでの取組では平成 21 年 3 月に策定した北海道景観形成ビジョンでは 5 つの基本方針を基に施策を展開してきましたが、その主なものを記載しています。例えば景観に対する情報発信をホームページやブログで紹介、景観パネル展の開催、市町村と協働でセミナーやフォーラムの開催など現在まで取り組んできた内容を記載しています。（２）社会情勢の変化では前回審議会の資料から抜粋したものとなります。①人口減少・少子高齢化、それに伴う②空き家・空き地の増加、③地方公共団体の行財政構造の変化、④観光入込客・来道観光客の増加などが社会構造の変化としてあげらると思えます。

次に資料 2 をご覧ください。（３）北海道の景観の課題と方向性ということで、前回審議会で意見を踏まえながら、事務局の方でまとめたものになります。①景観が有する価値や経済波及効果などへの理解で課題としてあげられることは、道民みんなが景観の価値を理解することが重要ではないか、外資の開発が進み地域の景観を阻害しかねない事態が起これるのではないか、北海道の優位性を活かした広域景観形成を推進させることが重要ではないか、という意見を踏まえ、大きな方向性として、景観の価値をより効果的に伝える手段を検討して進める、外資の開発はいつ、どこで起これるかかわからないので、市町村とも連携して道として注視していくこと、広域景観形成を進めているところの「良き事例」を各地域に広めていくことなどが大事ではないか、などの方向性を書いております。次の頁になりますが②景観づくりの担い手不足、意欲の低下、ネットワークづくりの停滞の中で課題としてあげらることは、人口減少社会、高齢化の進行による景観づくりの担い手不足や意欲の低下が懸念されるのではないかという課題があり、大きな取組の方向性としては地域の小さな活動が景観づくりに寄与しているという認識を高めることが重要ではないか、市町村が景観計画を策定する際に市町村の協議の場にアドバイスできる人材を積極的に派遣することが地域の人材育成にも繋がるのではないか、現に地域で積極的に景観づくりに関わっている方々の意見を聞き、

中身を掘り下げた施策を進めていくことが重要ではないかということが大きな方向性として考えられます。③北海道の優位性を活かした景観づくりの促進では①の中でも記載しておりますが、まず北海道の景観特性を把握することが重要ではないか、そして北海道の景観特性が生み出す優位性を示していく必要があるのではないかと、というのが大きな方向性として考えられます。④良好な都市景観・住宅地景観の形成促進、景観阻害要因の発生抑制・未然防止の中で課題としてあげられることは、人口減少・少子高齢化による空き家・空き地の増加、耕作放棄地の増加などが懸念され、それぞれの対策を主に行っている部署との庁内連携をとりながら良好な景観づくりを進めていく必要があると考えております。⑤地域性をいかした持続可能な地域づくり、観光資源となり移住定住を促進する地域の活性化に寄与する魅力的な景観づくり、主な課題といたしましては、きめ細かい景観づくりは地域性をいかした持続可能な地域づくりに寄与すると考えるため、各市町村が景観行政団体になっていただくことが理想であります。なかなか理解が進まないのが課題です。方向性としては、観光においても重要視される北海道の景観のことを認識し地域性をいかした景観づくりを進めることが大事になっていくのではないかと考えております。

以上資料1, 2についてご説明しましたが、それを踏まえて事務局として基本方針(案)を示させていただいたものが資料3となります。

4 基本方針(案)です。今までのご意見等を踏まえたものが資料1, 2となりますが、その大きな柱として3つに集約できるのではないかと考えております。まず一つは(1)次世代につなげる景観づくりとして良好な景観形成を推進していくためには、道民一人ひとりの身近なまちづくり活動が北海道の景観づくりに寄与していることを認識し、その活動を支える人づくりが大切です。それぞれの地域で多くの人に景観の価値を知ってもらい、普及啓発、地域づくりを担う人材の育成、景観づくりの活動を広げ、継続していくことで次世代につなげる景観づくりを推進します。ということで、市町村の主な施策の例として、町内会や自治会などで行っている環境美化活動が景観づくりに繋がっていることを啓発、住民・事業者の参加による身近な美化活動への支援、自治会、町内会等の単位ごとの地域に密着した形でのセミナーやワークショップの開催、高齢化社会が進む中、景観づくりの担い手となり得る元気な高齢者との協働で地域の景観を進める、地域のワークショップの開催やそれに参加する学生やまちづくり活動団体等の促進、まちづくり美化活動などへの子供達の参加の促進、まちの歴史や文化の学習機会の提供促進などが市町村に期待される施策例としてあげています。資料3の各施策の前に◎は早期行いたいこと、▲は中長期的に行いたいこと、市町村の施策については、どのようなことをすれば良好な景観づくり、地域の機運醸成に繋がっていき、地域性をいかした景観づくりをしていただくための参考例として明記しています。

道の施策としては、景観づくりを担う人材の育成として、継続して取り組んでいく施策は、



屋外広告物講習会の開催などを通じ、屋外広告士の養成に努める、フラワーマスター認定制度を活用し、花のまちづくりの担い手育成の推進。そして、新たに取り組む施策として、フラワーマスターや北海道景観サポート企業登録者などの景観づくりを積極的に行っている方々の声を聞き課題を把握した上で、道としてできることを検討し、地域の良好な景観づくりに資する事業の実施、また人材育成に繋げる。こちらは、中身を掘り下げた形で展開する事業をできればと思い記載しています。次に景観づくりのネットワークの形成として、地域別、テーマ別に各（総合）振興局、関係市町村や関係団体との話し合いの場をつくりたいと考えております。

（２）多様な景観をまもる、つくる こちらの方は地域の良好な景観づくりをするため、地域が主体となり独自のルールを定めたり、活動の充実が図られるなどの取組が見られるようになってきています。地域性を活かすためには、このように地域が主体となり景観づくりを進めることが重要であり、様々な立場や分野の方々が、地域の特性を踏まえ、協働の体制をつくり、自然や歴史、文化がおりなす地域固有の多様な景観をまもることや景観づくりが行えるよう支援します。ということで、市町村に期待される主な施策として、地域の景観価値の理解を促進させる、地域の良好な景観資源の保全・活用、地域をいかした景観づくりをするための景観行政団体への移行を検討し、景観計画を策定する。景観法を活用した景観協議会、景観整備機構の設置、景観法に規定する景観協定や景観地区の活用促進などに取り組んでいただきたい。道としての主な施策としては、市町村、道民に対する地域の景観形成への機運の醸成として、継続的に取り組んでいくのは、今までどおり啓発、周知活動を行っていきます。多様な景観をまもる、つくるための取組として市町村が景観行政団体への移行に向けて適切な助言を行っていききたい。また市町村においては、建築物の形態意匠などについての制限区域を定める景観地区の指定や屋外広告物に係る地域の自主的なルールを策定できるよう、必要な情報提供を行っていききたい。そして、新たに取り組んでいく施策として、景観づくりサポート企業の取組について、制度の見直し検討をしていききたい。また、景観整備機構との連携を強化し良好な景観づくりの推進をしていききたい。景観づくり取組事例集を作成し情報を提供する。地域別、テーマ別協議会の設置による良好な景観づくりの検討として、景域カルテの見直し、また、掘り下げていくことで、ネットワークづくり、人材育成にも繋がっていくのではないかと考え重点的に進めていききたいと思っています。景観計画を策定する市町村へ地域の要望により職員を派遣します。４頁になります。他課計画との整合と連携ということで、他課の計画に景観が関連するものを載せております。北海道環境基本計画、北海道農業・農村振興計画、北海道住生活基本計画、北海道森林づくり基本計画、北海道観光のくにづくり行動計画などの計画から連携をとりながら、景観政策を進めていかなくてはいけないといくことで、掲載しています。

3つ目の柱となります、(3) 北海道の景観の価値を高める です。北海道の広大な土地から広がる自然景観は、山並み、湖沼、田園、河川等連続する景観を生み出しています。これは北海道景観の優位性を生み出しているものであり、その優位性をいかした広域景観づくりを全道に展開させることにより景観の価値を高め、さらに取組を充実させていくため、地域の取組の進捗状況に応じた支援を推進していきます。市町村の主な施策の例としましては、地域毎の景観ワークショップ、タウンウォッチングを開催し結果を公表していく。景観への関心を高めるため、セミナーやシンポジウムなどを開催などがあげられます。道としての施策(案)としては、北海道の景観価値に対する道民一人ひとりが共有するための施策として、継続する施策としては、ホームページやブログ等で道民に情報発信していく。また北海道の景観の価値がもたらす効果や景観づくりに関するセミナーやフォーラムを開催していく。その次に自然公園などの景観資源やそれを眺めることができる景観スポットなどの情報発信をしていく。そして、市町村説明会を開催し北海道の特性や景観価値の認識を高めていくことが、大事だと考えます。次に新たにに取り組む施策として、市町村の景観づくりの活動をホームページやブログ等で広く道民に情報発信することにより、地域の盛り上がりのきっかけにしていきたい。次に広域景観づくりに向けた体制づくりの施策として、話し合いの場づくりをの推進を継続して行っていく。新たにに取り組む施策として、北海道の優位性が特に顕著な場所から、広域景観づくりを進める必要がある場所を選定し、関係市町村との話し合いの場を設けます。ということで、こちらも先ほどの景観カルテを見直すための地域別の協議会といったところから、顕著な場所見つけていきたいと考えております。地域の情勢を踏まえ、広域景観形成の指定を推進するとともに、指定地域における景観づくりのルールとなる広域景観形成の指針を策定していきたい。そして、広域景観づくりの推進として継続的に行っていきたいのは、広域景観形成指針に基づいて、毎年行動計画を作成して良好な景観づくりを実行していく、地域における様々な景観づくりの取組との連携を一層進め、広域景観形成推進地域の活動の広がりや内容の充実を図っていきたい。新たに取組としては、広域景観形成推進地域の活動を情報発信し、全道各地において広域景観づくりのメリットを啓発することによって、北海道の優位性、景観の価値を各地に広めていきたいということで、大きな3本柱として事務局案を提示しました。資料の構成、基本方針(案)を長く説明させていただきました。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○小篠会長 はい、どうもありがとうございました。資料1から3まで詳細な説明をいただきました。前回の審議会の意見に基づいて作成していただいたということでございますが、これについて、今から審議していきますが、お気づきの点、どこからでも結構ですのでご意見ある方、ぜひよろしく申し上げます。いかがでしょうか。

○星委員 資料1の7頁ですが、五地域の面積が129.1パーセントとなっておりますが、100

パーセントを超えているのは、なぜでしょう。

○星都市計画課長 重複している部分があるので、割合としては100パーセントを超えています。

○星委員 それにしても、29パーセントも重複するのは割合的に大きくないですか。もう少し、地域は分かれているものと認識していました。

○岸本委員 森林地域ではあるけれども、農業を営んでいる場所等があると思います。

○星委員 わかりました。

○小篠会長 他に何かありませんか。

○笠副会長 せっかくまとめていただいたのですが、正直に言えば解りにくい。例えば資料3で「1～3までを踏まえ、基本方針(案)として、下記のとおり(1)～(3)に集約できるのも考えます。」とありますが、1～3をどのように踏まえて(1)～(3)に導かれたのか、解りにくいです。特に資料2の景観の課題と方向性がすべて文章なので、どこに課題があり、そこからどのような方向性がでたのか、このまま読み取るのはとても大変です。ビジョンはパワーポイントみたいな形で、どの項目がどういう風に繋がっているのか、関連性が分かるようにしないと、全体像が非常に見えにくくなっている資料だと思います。①から⑤に分かれていますが大変よく読んで解りにくかった。その辺はもう少し整理していただいた方が良くないかと思います。

○寺谷主査 検討して、整理方法を考えます。

○小篠会長 たぶんご苦労されて(資料を)つくっていると思うのですが、課題と施策の間に相関が著しく発生していて、例えば人材の育成と分けたところで、それだけの話ではなくて、他の広域景観の話でも含んでくるだろうし、特徴ある景観を保全していく話にも絡んできて、オーバーラップしている要素が強い。それをそのまま書いていただいているのですが、笠委員の話だと相関関係を明確にしていけば良いのではないかと。そういうことだと解釈できると思うのですが。

○笠副会長 前回のビジョンだと5つの方針で、それもかなり入り交じっていますよね。それを整理したというのは解るのですが、どのように整理して3つになったのか説明があればもう少し解りやすくなると思うのですが。

○小篠会長 前回のビジョンは5つ方針があって、それで進めていっても、このような課題が残っていて、次のビジョン改定の時に注力していかなければならないので、3つに絞られてきたんだという言い方も整理としてはできると思います。相互関係みたいなものを明らかにしておいた方が良くないかというご意見だと思います。

○中井委員 表現的な問題もあると思うのですが、例えば資料1の1頁目後段の方に「北海道には自然景観、農村景観、漁村景観等～」とあるのですが、もう少し明確に書いていた

だきたい。「景観づくり」という言葉が後でたくさん出てきますが農林水産業を営む景観としなければ。農林水産業は景観をつくるためにやっているのではなくて、生産している空間が結果として、景観として見えてくるわけです。従って、広域的な内容を話すときには「景観づくり」ではなく「景観形成」という言葉を使った方が良いと思います。一人ひとりの身近な景観についてであれば、「景観づくり」でも良いと思います。「景観づくり」という言葉がたくさん使われていますが、景観をつくろうと思ってつくっている方は少なく、むしろ自分達の生活や生産の営みによって創出された空間が景観形成に帰結するのだと思います。意識しなくても創り出される空間を、景観として認識するというのが必要です。「景観形成」を意識しながら日々の営み、生産活動を行っていく表現があれば、解りやすいと思います。建築でも農業でも景観について意識していただきたいが、当事者は景観づくりと思ってやっていない。その辺が理解できる表現としなくてはいけないと思います。「景観形成」と「景観づくり」という言葉をうまく使い分けながら、表現していくことがとても大事だと思います。それから資料3の人材育成のところに書いてある(市町村)施策です。色々書かれていますが、言葉を繋ぎながら説明していかないと、キーワードだけ入っている形で、どのように運営していくか、どういうものを盛りこんでいくかという解りやすい表現をしていくことが大事なのではないかと思いました。そして、もう一つは、景観を「まもる」、「つくる」という表現はたくさんあるのですが、北海道の街や農村景観には引き算をして欲しいところがたくさんあるのです。つまり、いらないものを取り除いて欲しい。つくることはお金が掛かりますが、取り除く時にも、多少はお金が掛かりますけど、必要なことです。「まもる」、「つくる」、「整理する」と、もう一言付け加えていただけると、守りながらつくっていく、いらないものは取り除くという方向性や行動が見えるのではないかと思いました。以上です。

○小篠会長 どうもありがとうございます。資料3がそのまま基本方針になるかどうか別ですが、かなり細かい具体的なアクションを書いてもらってまして、これは議論するのに都合の良い資料になっていると思います。これをそのままビジョンに使うというわけではないと思います。結局これを読む人は一般の市民よりも市町村の方々が読むことが多いわけで、私たち何をしていけば良いのかというのが、解らないでいたから今まで何も動かなかったという状況がある。これをどのように解らせてあげられるようなつくりができるのか、というのを中井委員言ったところをどう整理すればいいのかということに繋がっていくのかと思います。

○松田委員 市民が(景観ビジョンを)見て、景観形成に携わろうという考え方を持つのは、なかなか大変な事だろうと思います。行動するのは各市町村長、並びに担当課の方がいかに景観というかたちを考えるかというのが重要なポイントになってくると思うのです。その一人でも大事に考えていかななくてはいけないというところで、北海道と繋がっていく。これが

各市町村の住民にも繋がることにもなっていきます。だから道と市町村が繋がっていくかが色々書いてありますが、今まで具体的に広がっていかなかったことを踏まえて、もう一步深く繋がるためのことを考えて欲しいと思います。

○小篠会長 そのこのところ書き方が大変難しく、できそうな所を少し細かく書いていて、それが、少し細かすぎるのではないかというのものもあるわけです。本当は松田委員が今言われていることは、道の施策をもう少し大きくして、(市町村が)誘導して欲しいと考えている現状にあるのではないか。ということでしょうか。書き方や実際にできるとかできないとかあるとは思いますが。

○星都市計画課長 先ほど笠副会長からも全体の構成や解りやすさのお話があったとおりでございまして、そもそも、つくりとしては現状と課題がありまして、そこから見た時に方向性とはどうだろうか。その上でそれを展開していくなかで基本方針は何かという繋がりであって施策についての話が出てきてることになります。資料としては解りにくい点があるものの、現状と課題から導くべき方向性というものを、今一度確認をしながら委員の皆様からご意見をいただきたいと思っていました。先ほど表現の方でもお話がございまして、前回の審議会でも「景観づくり」という言葉の使い方でも、昔は大きな意味で景観を形成していくことと、保全していくこととなって、色々な議論を重ねて「景観づくり」という言い方もあります。ということもありました。表現も含めて、ご意見をいただきながら、全体の使い方として整理をしていきたいと思っています。

○星委員 道の景観審議会が他の市町村に及ぼす影響はどのくらいあるものですか。

○星都市計画課長 道が一方向的に市町村のやることに事細かに言うのは、そもそも役割的に違います。北海道とか市町村とか事業者であるとかそれぞれの役割を考えた時にどうすべきかというのは前の段階にあり、市町村の施策を細かく書いたことによって誤解を招いたかもしれないかもしれませんが、整理の仕方について検討していく必要があると思います。

○小篠会長 そこが難しいところで、市町村の自由意志に任せて景観行政を推進していきましようとしてきたのが、今までの景観形成ビジョンだったわけです。それでも景観行政がうまく推進されたかと言うと、景観行政団体になったとことは少ないし、広域景観づくりでまとまったところも少ないし、そうしたらどうしたら良いのかというところで、色々な課題がありますよねと言う話をしている、もっと細かい支援を道がすべきなのかもしれないという書き方にこれはなっています。そうなのか。それともそこまでしなくても良いのか。その辺をこの審議会で議論しなければならないところだと思います。

○中井委員 広域景観を考えた時には、行政枠を超えて行うことも必要ですよね。だから道の役割は広域景観とか市町村単位では手の届かないところを、うまくまとめていく役割も大事だと思います。特に北海道は市町村が多いですね。市町村は自分達のまちと生産空間を

守らなくては行けません、旅行者や観光客はそんな行政の境界と関係なく移動します。広域景観としてのとらえ方は道がしっかりやっけていかなくては行けないと思います。また歴史・文化などの景観もそうですね。歴史的・文化的視点で捉えたときには市町村の行政境界とは別に領域を捉えないといけないこともあります。

○小篠会長 道がやるべきポイントがあるだろうと、その辺を注力してくのも大事であるということですね。

○工藤委員 この道の方針を見る時に(資料1の)「はじめに～景観とは」という1頁目がとても大切だと思っています。それで、前回の審議会の意見を踏まえた上で読んでいきますと突っ込みどころ満載の文章だと思い、少しお時間いただいて、前の方からお話させていただきます。本文6行目で「北海道は広大な土地と～」の文章のところで「農業景観など」と記載されていることで農業だけ限定されて取り上げられている印象を受けました。後の方では他林業とか水産業とか出てきますがまず最初に全部の言葉を入れた方が良いのではないかと思います。12行目「その多くは住民同士のコミュニケーション形成の～認識はありません。」ですが「景観づくりを行っている」のではなくて「コミュニケーション形成のために行っていることが景観づくりに繋がっている」という言葉の方が良いと思いました。「その意識の改善を行う」と書かれていると意識を改める必要があるのか。活動している人達の意識はそのままで良いのであって、自分達が行っている行動の認識を新たにすることが必要だと思います。この辺の文言の整理をしていかないと、住民同士が行っていることを上から面線で改めなさいと言われていたような反発を持って読まれてしまうのではないかと思います。それと一番気になったのは、18行目「農業景観をつくっているのは農業生産者であり、～」の文章ですが、後の方で「消費しているのは都市部に住んでいる方であり、」消費者が都市部に住んでいると言う風に、決めつけられている感じがします。ですから、「農業景観をつくっているのは、農業生産者であって、消費者の生産活動があつて景観も支えられている。」ことも(文章の中で)意識しなければならないですし、都市部の人達が考えた文章だと感じてしまいます。もう少し表現を変えた方が、読む人が反発心なく読めると思います。それと皆さんからもお話しがでていますが、「景観づくり」と言う言葉がたくさん出てくる印象を受けました。

○小篠会長 詳細な指摘をいただきまして、ありがとうございます。ここの文章は大切に、ここから読み始めるでしょうから、ここを理解していく冒頭の大事さがあると思います。他の点でも結構ですので、いかがでしょうか。

○笠副会長 私は造園学会に入っております。造園学会ではランドスケープ遺産の取組を行っておりまして、先週支部大会があつたのですが、各地域の一番の問題は景観の良さに気づくということがスタートとして特に大事だということです。私は北海道生まれではないので

すが、北海道に来て驚いたことは、北海道の人は自分の土地のことを全く知らない。そういう人が大変多い。札幌の歴史とか北海道の歴史とかを意識をしない人が多い。北海道の景観を考える場合にその「気づき」というのがものすごく大事だと思うのですよ。資料1でそのことを書いていますが、北海道景観の課題と方向性のところで一番目には自分達が住んでいる土地の中にどういう景観があるのか、「気づく」ということが最初にあって、「景観づくり」とかではなく、「気づく」というのが、スタートにくるのではないかという気持ちを持っています。その辺りを方向性に入れた方がスタートとしては良いと思います。

○小篠会長 依然としてそういう状態が強いということですかね。私の何代か前の審議会で景観ビジョンがつけられたと思いますが、それから10年経って活動はしていたけども、今実態として(造園)学会で活動してみると、実は知らないということが、全ての原因の根本にあるのではないかと。ということが拭いきれない状態だというご指摘で、そこからやり始めないと駄目なのかもしれないというお話だったと思います。

○中井委員 資料3の「主な施策の例」で解るとおり、環境美化運動が景観と思っている人が凄く多いのです。花を飾っています。お掃除しています。だから、景観やっています。っていうそれらは、景観の一部ではありますが、もっと広く景観を捉えなくてはいけないと思います。この部分の書き方そのものがそうだと思うのです。美化運動と書いてある表現が、そういう認識でしか景観を捉えていないと感ずるのですね。フラワーマスターは花のまちづくり運動なのだけど、景観の視点を入れなくては駄目だと説明しています。もちろん花を飾って街がきれいなことはとても素敵なことですが、景観形成にとってそれは一部分の事柄であって、自分達の住んでいるまち周辺の山並みとか、街並みのあり方とか、農産物が形成する景観とかへのいわゆる「気づき」が必要なのです。それがあまりにも無さ過ぎる、当事者にも無いということが多くて。それは、最初の部分の「はじめに～景観とは」という所にしっかり書かれていないと、後に続く文章の意味が明快なものではなくなってしまうと思います。

○小篠会長 ここが重要な指摘であって、市町村が独自に行っている活動というのは景観の形成に結びついているわけではない中で、理解されてしまっている。というところが問題であってもう少し違う理解の仕方をしながら、施策を行っていくように理解の幅を広げていかないと景観形成等に結びついていかないだろう。ということですね。これは中井委員が24年活動されているなかで溜まっているある種の不満だと思うのです。と言いながら実際は自分達ができそうな細かい所からやっていって、そういう所を支援しながら最終的には景観づくりというところに活動の方向性が導かれていくということが、現場の活動としては大事です。だけどそうならないという所に問題があるんだと思います。。そこは凄く考えどころだと思うのです。

○中井委員 地元の景観行政の進め方にも問題があるのではと思います。花づくりや美化運動などを取り入れてまちづくりを考えていくことは大事ですが、そこから先に進んでいけないのですよね。担当者レベルで止まっていて行政全体に景観行政への意識が広がっていないことが、もったいないですよね。担当者の方々は一生懸命やっているのに、なぜそれが各自治体の景観行政に広がっていかないのかというジレンマがあります。

○岸本委員 地元行政の代弁者でもなければ、北海道の代弁者でもないのですが、広い意味での景観形成という言葉を使わせていただければ、長年に掛けての地元方々の地道な取組が第一であると思いますが、残念ながら花を飾るなどにとどまってしまうというのは、ご指摘のとおりだろうと思います。他方そういう形で地元の方々の取組がありながら、それを一つの起爆剤として、更にそれ以外の景観形成、そして広域景観でと言う形に繋がらなかったのは、おそらく地元の自治体の取組、あるいは意識が足りなかったこともあるだろうし、これまで、北海道の描いたとおりにいかなかったというところからすると、結果として見るならば北海道の景観行政全体を見直す部分もあるであろうということは認めたい。北海道の苦しい胸の内、あるいは地元市町村行政の苦しい胸の内を我々は解ったうえで、どのように進めるかを考えなくてはいけないと思うのです。景観をどのようにわけるか、色々な分け方があると思うのです。今回はとりあえず都市、あるいは農村、漁村という地域に分けて、色々な景観に注目し、これらを意識しながら維持していくために、基本方針で我々が語るかというところで、悩んでいると思うのです。実はこの中には、都市部の場合とそれから農村、漁村部、あるいは森林の場合とでは同じ景観維持、形成と言っても論点が異なってくる。しかもそこを規制している法制度も異なっている。また、そこに関わる開発部局も多元化していて分散している。北海道で手を出せるところもあれば、市町村がやるところもある。両者の連携も整えなくてはならない。同時に国が法制度上規制権限を握っていて、北海道ですら手を出せない、出しづらいというところがある。その苦しいところで、なんとか北海道として景観維持のために、今後市町村が施策を具体化していくうえで、一つのガイドラインになるようなものを基本方針としてたてたい。ただ、それをどこまで踏み込むかというところで、悩んでいることがよく解りました。これは基本方針の中でやるべき事なのか、どうなのかという点も含めてご議論になろうかと思うのですが、基本方針ですから、あまりに具体化すぎず、あまりに抽象論にとどまり、シュプレヒコールに終わるわけにもいかない。それならば、まず基本方針をたてる前に、我々としてはこれを直ちにこれを全面的に書き改めるべきだとか、これをやったことが無駄だと言っているのではなくて、これを部分的に維持し、修正するにしても、我々が議論するうえで共有しておくべき部分としては、市町村が景観行政を推進していくうえで、まず何が必要なのか、意識の問題なのか、協働するべきだ、人材を育てるべきだというのは否定はしないけれども、それだけを言うのが基本方針で十分なのか、そ



れとも、何が市町村としてできるのかというところまで、書いてやるべきなのか。あるいは、ここまでは出来るけど、法制度上残念ながらここからはできません。あるいはここからは道ができますということをしかりと示すのか。道もさすがにできませんと言う部分があるならば、道としてどうやろうとしているのか、国に働きかける部分があるのか。その部分を整理し、基本方針に載せるわけではないけど、その部分をきちんと認識したうえで、我々としては、市町村に情報を提供し誘導していくのか、道としては何をやるのかというのを、解りやすく図式化しながら書いていくのがスタートになるのではないのでしょうか。その辺りも基本方針の中に全部書けと言っているわけではないですが、できることが現行法政上限られていることが問題だということは、皆さんはお解りですよ。その部分のあるところでは包み隠さず出すことによって、議論がスタートできるのではないかと考えていて、そのうえで、私としては基本方針をたったここまでしか書かないのかとか議論ができるものであると思っています。北海道の事務局として単刀直入に言えばここが壁であるとかいうのがあれば、出してもらえた方が良いのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

○小篠会長 皆さんも知りたいところかもしれません。もし話せることがあるならどうぞ。

○菅野委員 すごく発言しづらい雰囲気になってきてますが、旭川市ではずいぶん前から景観に取り組んでおります。景観行政団体が少ないというのは、景観をすることで何が生まれるのか、またそれをしないことで何が困るのかということが市町村はわからない。通常の業務の中では、ひとつひとつ景観を意識しながらやっている仕事も随分あります。それはそれで、景観というものを前面に出して仕事をする必要性の部分がなかなか解らない。旭川市は、駅周辺開発があったり、空港の管理を所管していて、道北の観光客誘致も中心になってやっている。という意味では、オホーツク、道北の景観は営業のひとつとして使っておりますので、我々は景観に価値を見いだすことができている。だけど、そうでないところは、たぶんここ(景観)について一生懸命やるかやらないかによってどう違うのかということが解らないのだと思います。北海道がこれ大事だよ。と言っても自分達に必要なことは今すぐやれないというのが実態です。他にやるものがたくさんありますから。だけどこれをやるのが、こういうふうに繋がっていくとか、具体的に言えば東南アジアからこれだけの観光客が期待している、来るといような効果が見いだせれば、広域的な連携は進むのではないかと考えております。身近な部分で言いますと、中井委員が話されていたようにこれからは「つくる」とか「まもる」ばかりではなく、「整理する」というのが大事なことになると思います。要するに「整理する」主体者がいなくなっているのです。本来であれば個人の責任でやらなくてはならない部分も、地域や行政が代理をしなければならなくなった。空き家廃屋の問題です。そこを景観ということを出して、景観上良くないから税金を使って壊すあるいは整理するって事が言えるのか。今、現にある問題として、そこをなんと

かしなければ、隣の人が迷惑がかかる、財産とか生命に危険が及ぶというのは、優先して一生懸命しておりますが、景観を前面に出して税金を投入することができるのか、市民が理解することができるのか、お金の使い方のやり繰りが非常に苦しい中でどこを優先するかと言う時に、景観を前面に出しづらいというのが現実としてあります。ただ、旭川市は景観をひとつのネタにして、観光客誘致もたくさんしているし、JR の利用促進もそれでやっぺいこうと考えていることもありまして、必要に迫られてやらなければならないのですが、そのようなものが目に見えてくれば、色々なところを取り組んでいけるのかなと思っています。

○星都市計画課長 市町村にとって何が必要で、何ができるのか、またどこまで出来るのかとかその上で、道としてはどういうことをやっていく必要があるか、ということを経論して具体的に進めていくまさに、ここを考ていかななくてはならない。規制も色々な規制もあると思いますが、こことここと言う風に規定するのは現実には難しいですが、仕組みの中では景観行政団体になって景観計画を立てていただくのがツールとしてあって、色々な関係機関が連携してやっていくのは今までやってきたとおりののですが、そのうえで、規制や調整する事項もそのようなステージの中で整えていくことがやり方としてあると思っています。それから、市町村にしても、道にしても、事業者にしても行動を起こすときに、そのことによつてどのような効果があるのか、メリットがあるかということがないと、精神論だけでは進められるものでは無くて動機も大事になってくると思います。これは私の個人的な見解なのですが、景観を維持していくことを自分に置き換えて考てみると、子供の頃に景観という言葉を意識していたわけではないが、外で遊んでいて夕日が落ちてくるというような光景を自分の生活の中にあり大人になつてもそれが残像として残つていて、景観って大事だなと思うことがあります。今の生活の中ではなかなかそういう機会が減少しているところを考てると、教育とかそういった側面も必要になってくると思います。

○小篠会長 なかなか難しいですよ。よくお答えいただいたと思います。ここの中にも出てくるけど、物足りないなと思つているところがあり、他課の施策と景観施策が連動できていないから、現場に行つたときにやろうってことにならないですね。先ほど空き家問題の話もありましたが、都市計画の違うセクションでは、重要な課題でしてどうやって対策をしていくか、空き家バンクをつくるなど道では対策をしています、それに景観の話を持ってきてくつつけることができるかと言えぱ今のところそのようなロジックになっていないです。景観阻害要因になっているような空き家はたくさんありそれを整除していくことは必要だと理解しながらも、行政の中では連動したメニューを持っていない。このことが進まない大きな原因の一つである。しかし連携しやすいところはどこかという話もあって、例えば観光等はダイレクトに連携しやすいので、一緒にやっぺいいきましょうという話が今までもあったかもしれません。この辺になると書き方が大変難しいところですね。

○岸本委員 今の話に関連しますが、現在の法制度上景観を基軸とした横断する基準がないことが全てだろうと思います。しかも一つの開発を行う時に多段階的に手続きを取っていくことになっていきますが、そこで判断する部局が蝸壺化していて、それぞれが景観と関係ないところで許可を出している。景観法はあるが(開発等の)許可基準の中に規制として景観が入っていないことから、許可は出さざるを得ないが、その前にちょっと話し合いはしてくださいという程度にしか今まで行っていない。そこで問題になるのが、道内市町村で、政令都市や中核都市は行財政能力が高い方だからなんとかやろうと思えばやれる範囲で行っていると思いますが、それ以外市町村だと、例えば開発の許可は道知事だということになると、自分達に権限がないから、イニシアチブが沸かないのです。だからこそ、道が市町村の声を捉えながら道としてここまで出来ることはやります。市町村がイニシアチブを取らなくてはならない部分は道は支援しますよというメッセージを市町村に対して出すという基本方針が必要になってきます。その時考えるべきは、農村や森林や自然公園等は、ほとんどが市街化調整区域なはずです。都市計画法上の市街化調整区域における開発行為は開発許可制になって裁量性が広がってくる。許可基準では推奨例では禁止されているけれども、どの程度都道府県の条例で上乗せ規制をすることができるのか、それを洗い出す。北海道としては、その上乗せできる部分について、景観という観点から横断基準という形でどのような基準をつくっていくか、将来考えますよ。ここの部分で市町村の皆さん、北海道としてはここまでやる気があるから、情報を出して協力していきましょうというようなポジティブメッセージを出さないで自ら利益等になるとか直結したものでなければ、ただでさえ厳しい行財政の中でそこまで手が回りませんというのは、当たり前の話です。市町村の方々の悲痛な叫びを我々が受け取ったうえで、それを前提にどこまでメッセージを出すかという基本方針にすれば、もしかすると、10年後岸本の予想が外れていると言われるかもしれませんが今よりも一歩でも二歩でも進んでいるかもしれない。それが重要なことなのではないかと思います。

○小篠会長 凄い大事な指摘ですね。その話とここには書かれてなく、法制度上整っていませんが、国交省では都市田園計画法というものを考えようとしているところです。都市計画法と農振法と間のせめぎ合いで、今話し合われてる内容も少しオーバーラップして考えられるようになってきて、そこには当然のことながら景観の話が織り込まれなければならない状況が、たぶんそんなに遠くない将来出てくると予想されるわけです。今ここでビジョンを見直すということならば、その辺の所のパースペクティブを持った形で、書いておいても良い部分があるのではないだろうか、10年後の同じような議論にならないようにその辺を見据えても良いのではないかと考えているところです。ですから、現状で言えば都市計画を持っていない市町村の方が、うまく景観を使って自分達独自の規制を掛けながら農振エリアや居住エリアを守るという方向性にいっているところもあって、各市町村の知恵の出しどころな

のですけども、そういう話をあまりやれていないところに情報として発信するということが大事ではないかと思えます。そういうものがあると誘導するようなビジョンになっていれば良いという思いもあります。

○星委員 小樽市でも空き家対策をしております、空き家を整理するためには相続法が絡んできています。相続者を調べると10人20人と出てきて、許可が出ないと壊せないという物件がたくさんある。そのようなことも考えると（景観ビジョンの）基本方針を考えるのは大変なことだと思います。

○宮田委員 先ほどから話されている内容で、一住民としての意見となりますが、「景観」という事を意識して生活していない方が大半だと思います。いま国や北海道も「観光」を強く推進する取組をしていると思いますが、市町村も住民を巻き込んで観光振興などに取り組んでいる地域が多いと思います。「観光」視点のフォーラムやシンポジウムの中で「景観」が大切であるという意識づけやPRしていくことで、一般住民の方も参加しやすく景観に対する理解も深まるのではないのでしょうか。

○大西委員 私は観光地にいる者で視点が狭いかもかもしれませんが、来年（景観ビジョンが）制定されて、10年間このビジョンを使われることを考えた時に、私のいる業界の中では10年間で何が変わるかを考えました。まず私たちの道東地域は人口減少、そして観光客の60パーセントが外国のお客様になると試算が出ています。オリンピック以降は見えないので、それが正確かどうかはわかりませんが、2人に1人以上は外国のお客様となる。その中で北海道がどういった開発の対象になるか、どのような人が移住してくるかわからないのですが、そういう意味で観光地の景色が変わる。また私たちの観光地の旅館は大型で建物も存在感があるのですが、耐震の問題がありますのでこの10年以内に既存の大型施設は色々な意味で様子を変えていくと思います。自分達の大型施設を建てた時には、景観に対する考え方が少なかったもので、いかにお客様にたくさん入っていただけるかという意味で大きな箱を造ったのですが、これだけ景観が大事なる中で、今のトレンドは自然に調和した施設を造ることになってきていますが、気づいていない事業者もたくさんいると思うのです。例えば、湯布院では、山のラインがあれば、ラインを割らないようにしている。自分の施設が景色の中でどういうフォルムを描いているのかを意識させるようなことをされています。だから人材育成の中に、大人や子供、生活者の他に観光地だと事業者やその地域のリーダーが地域の価値だったり、どのような景色にしていきたいかを学べるような、事業者、リーダー向けのものがこの10年間に必要だなと思っております。

○小篠会長 そのリーダーになってくれるような所を誘導するような、オーバーレイした地区計画のところには景観という話は大いに含まれるかもしれないといったことがあるわけです。そこを施策に明確には書けないかもしれないけど、方向を考えていく支援ができるとい

った書き方ができれば、例えば道東で、ニセコ地域でとやってきたところが効いてきて、景観を考えながら建物造りをするとこういう風になっていくというのが見える。それはまっすぐ都市計画に進もうとすると大きな壁がある所を、横から入っていく話になっていけるので、景観としてもやれるという話になります。むしろ北海道だからやるべきところなのかもしれないと今の話を聞いて思いました。

○岸本委員 単刀直入に言って、私の目から見ると一番の問題は外資による乱開発だと思います。この審議会でも出てきたことがあります、その時に全てを不許可にというつもりはないけど、外資が来た時に現在の法制度で対応できる所と対応できないところがありますが対応できないからと言って手を拱いてるというわけにはいかない。色々な規制のやり方がある中で、北海道はこういう考え方でいく、直面する市町村はこのやり方が出来ますのでこうやってください。と言う風に景観の危機に直面したと気づいた場合に、直ちに対応が取れます。もしくは、そうならないように日頃から対応しようとしているというメッセージがまず必要だと思っています。全ての開発業者さんが悪だというつもりもない。けれども過去の実例で一部そういったものがないわけではないという反省を踏まえて、何度も言いますが、出来ることは何か、ということの基本方針に書くことによって、よりメッセージが強まるというのが私の一貫した意見です。

○松田委員 皆さんと共通して北海道の自然は素晴らしい。これを未来に残していかななくてはならない。これは財産である。っていうことが共通認識としてあると思います。それを未来にどう残していくかを考えなくてはならない。皆さんが旅行に出かけて何を見るかという、素晴らしい景観だったり、歴史的建造物だったりするわけです。それならば、北海道として、安心、安全、景観というような3大をトップに持って行って、その政策を考えるような形にもっていけないものかと常々思っています。そこから都市景観も、地域景観もできると思うのです。これを（資料を）読んでいると色々なことに慮って文章が書かれていることに私は不満があります。ちょっと強い意見になりましたが、頑張ってくださいと思っています。

○石川委員 景観というものを一般方、行政の方が意識できるように、例えばマスコミとか報道等を使って（人々の意識が）根底から変わっていけるような事が必要だと思います。自然を褒めるとか、この間の看板落ちたのとかそういうのは危険ですよとか世間の方に数多く知らしめていくことが景観に関心を持ってもらえるし、自然と景観景観と言わなくても皆さんに染みこむような方策をしていかななくてはならない。景観景観と頭から言っても抵抗もあるし、お金も掛かるからマスコミとか報道関係を使って広報してそれを根付かせていくということが将来の広大な景観にも関わっていくと思います。

○小篠会長 時間がだいぶ経過していますが、実はまだ説明していない参考資料2がありま

す。皆さんの意見を伺いながら、どのようなスケジュールで動いているか簡単に説明して頂いて、今後どうするかを決めたいと思います。

○寺谷主査 参考資料2 見直しのスケジュール(案)ということで、本日は見直しの議論をしていただいています。年度内の策定を考えておりました、12月に素案を考えております。その後パブリックコメント等手続きを経る策定となっている案をお示ししています。

○小篠会長 さて、皆様方今日これだけ議論いただいた中で、会長の私としてはこのスケジュールに乗せるのは厳しいと思います。もう一度、今日いただいた意見を踏まえて、基本方針までの整理をさせていただいたものを、皆様方ともう一度確認させていただくワンクッションを入れて、と言うことになると年度内ということから、ずれていくこととなりますがその方がこれだけ議論いただいて、大事なものをつくっていかなくてはならないという意見は一致していると思います。最終的にはパブリックコメントにもかかります。そういうことも含めて、こここのところの時間を大事にしたいと思っておりますが、いかがですか。景観ビジョンは上位計画で残っていくものなので、この作業をきちんとした方が良いと思います。念には念を入れた方が良いという気持ちです。どうでしょうか。

<委員から異議なし>

○岸本委員 私は本日色々話しましたが、基本方針をどこまで書くべきかというところのコンセンサスは審議会がとっておかないと、事務局がどこまで対応しなければならないのか混乱させると忍びないので、基本方針をどこまで踏み込むかなどを確認しておいた方が良いのではないですか。次回が来てもまたずれ込んでいってしまう気がするのですが。

○小篠会長 今基本方針の中で3つに整理しましたが、本当に3つということで、うまく現状と課題から見取れるのかというのが解りにくいよねと言う話は冒頭にあつたので、この係り結びの整理をきちんとしましょうというのが、やらなければならないことの一つ。それからもう一つは細かい施策を書いていただいて、今日議論するために大変解りやすかったのですが、そこの中から議論が発展して、どこまでをビジョンとして書いておくことが適切なのだろうかというところで、議論はどんどん深まっていったというところなのですが、書くべき部分がどこまでかということ、どういう風にかけるのかということのを事務局とも話していかないと、ここで答えを出すことはできないと思いますし、今日は幅広くご意見をいただいたと思います。それをどういうふうに咀嚼するかということ、事務局と私に一任していただければ、それでまた、整理をさせていただいて、次回提出させて頂ければと思っておりますがそのような流れてよろしいですか。

<委員から異議なし>

○菅野委員 是非整理のなかで、考えていただきたいことが何点かありまして、この全体のフレームに意見はありませんが、随所に「景観の価値」と「北海道景観の優位性」という言葉がでてきますよね。どこの地域の景観もそれぞれの特徴があって、素晴らしい景観をもっていますので、優位性の意味がよくわかりませんでした。そして「景観の価値」も簡単に書いておりますが、どういう価値があって、何に繋がっていくかというのを是非とも記載していただいて、その方が市町村も、審議委員の方も読んだ時に何を言っているのかよく解ると思います。単純に景観の価値と言われましても見る人、聞く人、景観に携わっている人によっても違うと思うので、何をもって北海道は景観の価値と言っているのか、誰にとって、何にとって優位性なのかそこを整理して解りやすくしていただければ、逆に言えば、景観を守るべき必要性だとか必然性だとか、あるいは、行政にとっての責任だとかそういうものへの理解に繋がっていくと思います。北海道も北海道開発局も「食と観光の戦略」を謳っていますよね。そういうものとの繋がりを景観として切り口としていくと良いと思います。食を守るための景観もありますし、そば畑にたくさんの観光客が来られたりしますからそういう意味で「食と観光」の切り口で都市景観の必要性を入れていただければ、色々繋がりまとまっていくと思います。そちらの方もよろしくお願いします。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。それはそういう方向で進めさせていただきたいと思います。今日景観形成ビジョンについての見直しの議論をいただいたということで、審議会として議事を終えまして、事務局の方にはお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

### 3 閉会

○菊池主幹 小篠会長、委員の皆さま、どうもありがとうございました。次回の審議会の開催につきましては、事務局で本日の議論の内容を整理いたしまして、後日改めて日程調節させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。以上をもちまして、本日の日程を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。